# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

茨木市水道部より大切なお知らせ

# 2 0 1 9 年 1 0 月 1 日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、

「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されます。

- ●指定の有効期間が従来の無期限から<mark>5年間</mark>となります。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、 初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間	7
H10, 4, 1~H11, 3, 31	改正法施行日の前日から1年:2020年(令和2年)9月29日まで	7.
H11. 4. 1~H15. 3. 31	" 2年:2021年(令和3年)9月29日まで	
H15. 4. 1~H19. 3. 31	" 3年:2022年(令和4年)9月29日まで	
H19. 4. 1~H25. 3. 31	" 4年:2023年(令和5年)9月29日まで	で
H25. 4. 1~R 元. 9. 30	ッ 5年:2024年(令和6年)9月29日まで	で

更新手続につきまして は、対象となる指定給 水装置工事事業者さま 宛に、事前に通知をさ せて頂きます。

- ●指定更新の要件は<u>水道法第25条の3(指定の基準)</u>に 準拠し、下記の確認を行います。
- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

#### ◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

- ※事業の運営に関する基準 (法第25条の8及び法施行規則第36条) に基づき、 適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認
- i. 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii.業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

## ●更新申請に必要な書類

・様式第一号及び第二号

(免状又は技術者証等)

- ・機械器具調書
- ・<u>定款及び登記事項証明書</u>(法人) 又は<u>住民票</u>(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類

### ◎ 4 項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等 ※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び 配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合せは 水道部工務課給水係 TEL: 072-620-1692